

災害時における建築物等の解体等に伴う 災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書

北塩原村（以下「甲」という。）と一般社団法人福島県解体工事業協会会津地方支部（以下「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の収集運搬等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北塩原村内において地震、風水害等の災害が発生した場合に、甲が被災した建築物の解体等に伴う災害廃棄物の撤去等を迅速かつ的確に実施するため、乙に協力を要請するに当たって必要な手続等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等をした建築物等構造物（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要が生じた廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、甲が実施する次の事業（以下「災害廃棄物の収集運搬等」という。）について、甲が必要と認めるときには、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集、運搬
- （3）災害廃棄物の処理、処分
- （4）その他必要な事項

2 甲は、災害廃棄物の収集運搬等のほか、甲が必要と認める事項がある場合には、乙に協力を要請するものとする。

3 甲は、前2項の規定により協力の要請を行うにあたっては、「災害廃棄物処理等要請書」（別紙様式）により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第4条 甲は、災害廃棄物の発生状況に応じ、収集場所や搬入場所、必要な資機材等を指定して、災害廃棄物の収集運搬等の協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請があったときは、乙の協会員をして甲の指示に基づく災害廃棄物の収集運搬等に当たるものとする。

（業務の実施体制）

第5条 乙は、前もって災害廃棄物の収集運搬等を早急に実施できるよう必要な車両等の確保及び動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、その都度、甲に報告するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲の指示に基づく災害廃棄物の収集運搬等に関し、甲、乙協議の上、甲は、災害廃棄物の収集運搬等を実施する者と業務委託契約を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物の収集運搬等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（感染症等対策）

第8条 業務の実施にあたっては、感染症等に関する正確な情報を常時収集することは勿論、事業者、従業員等それぞれが解体現場や職場等の実態に即した感染防止対策を積極的に取り組むものとする。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面にて甲に報告し、その処置について、甲、乙協議して定めるものとする。
乙の過失により事故等が生じた場合は、乙が責任をもって対応に当たるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までの期間とする。

2 甲又は乙が期間満了の1か月前までに別段の意思表示をしない限り、この協定は、更に1年間同一条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年6月16日

甲 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151

北塩原村

北塩原村長

遠藤初夫

乙 会津若松市北滝沢二丁目2番47号

一般社団法人福島県解体工事業協会会津地方支部

会津地方支部長

成田政夫